

様式3（行政手続法適用：個票番号301）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月13日作成

処 分 名	法令等の違反に対する処分
根拠法令名	中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)
根拠条項	第106条第1項
根拠条文	行政庁は、第百五条の三第二項の規定により報告を徴し、又は第百五条第二項若しくは前条第一項の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
処分基準の内容	第150条の3第1項の規定により報告を徴し、又は第105条の4の規定により検査をした場合において、違反の程度、事業内容の改善のための取組状況、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断するものとする。
所管部署	まちづくり推進課商工雇用推進係
備 考	

様式3 (行政手続法適用：個票番号302)

不利益処分に係る処分基準

平成27年 2月13日作成

処 分 名	中小企業等協同組合への解散命令
根拠法令名	中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)
根拠条項	第106条第2項
根拠条文	行政庁は、組合若しくは中央会が前項の命令に違反したとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。
処分基準の内容	その実態、今後の再建の見込み、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断するものとする。
所管部署	まちづくり推進課商工雇用推進係
備 考	